

他自治体における相談体制

A市児童相談所の相談体制について

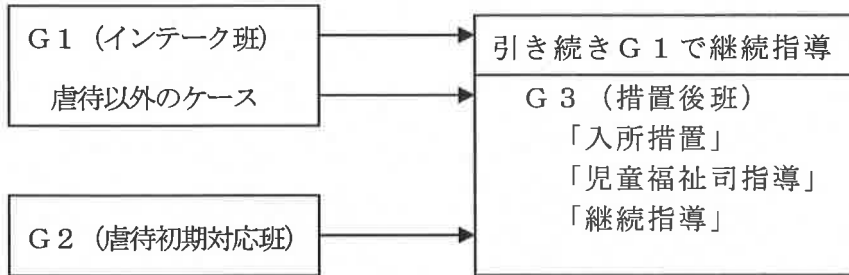
(1) 組織概要

相談援助部門は大きく分けて3つに分類されている

- ・グループG1 インテーク班 インテーク（虐待以外）と継続指導ケースを担当
- ・グループG2 虐待初期対応班 虐待ケースの初期対応 通告の受理、対応（時に継続指導）
- ・グループG3 措置後班 措置による支援業務（司指導、施設入所）

【初期対応】

【援助方針会議後】



G1 インテーク班

- ・育成相談、非行相談など、虐待相談以外のケースで利用者から相談が入った場合に対応する。ケースによっては継続指導として援助方針決定後も対応する。

G2 虐待初期対応班について

- ・受理件数約500件
- ・児童福祉司1人当たり約年間100件
平均持ち件数約50件
- ・虐待相談の通告を受け、援助方針が決まるまでの間、主担当として対応する。
- ・複数対応が原則。ベテラン職員と経験の浅い職員で組んでいる。先輩職員のやり方、スキルを見ながら技術を身につけていく。多くのケースを短期間で経験していくので、スキルアップが図られる面はある。
- ・一方で職員の疲労度、消耗度も高い。対応に疲れ切ってしまうと一度異動してしまうと帰って来てくれない。人材難である。これまでは新人を配置せざるを得ない状況だった。今年度からは、何とか新人ではなく中堅職員だけを配置するようにしている。
- ・人材育成には、周りのサポートが重要。そこがしっかりしていれば安心して業務に専念できる。逆に孤立感、不安感がモチベーションを下げる。

G3 措置後班

児童福祉司1人当たりの持ちケース：入所約30ケース、在宅約30ケース

- ・インテーク班、虐待初期対応班から援助方針決定（措置決定後）
- ・虐待の緊急対応に影響されない分、措置児童の支援を計画的にしっかりできる面はある。

(2) 虐待初期対応班と措置後班との連携について

- ・援助方針会議で措置後班への引き継ぎを決定。引継ぎは両班のワーカーがしばらく協働で保わる。隙間は作らない。
- ・保護者との対立ケースでは、引き継ぎのタイミングが難しい場合もある。

B市児童相談所の相談体制・家庭支援担当について

1 組織について

相談援助部門は大きく分けて3つに分類されている

○グループ1 相談担当

- ・ インテークと継続指導ケースを担当（電話、面接）
- ・ 本人、家族からの相談援助（育成相談、非行相談等）を対応している
- ・ 心理判定

○グループ2 家庭支援担当

- ・ グループ3の児童福祉司への支援

○グループ3 虐待対応担当・地域担当・里親担当

- ・ 虐待通告の受理、対応
- ・ 措置後の支援業務（司指導、施設入所）
- ・ 組織上、虐待対応担当を地域担当は分かれているが、実際は合同で活動している

2 家族支援担当（グループ3）の主な業務

(1) 支援業務

地区担当児童福祉司が困っているケースを支援するスタンスで、直接支援の重視と一緒に汗を流す、経験の共有を目指す
ケースの状況変化に応じたコンサルテーションを心がける

ア 間接支援

- ・ 担当児童福祉司と共同で支援プランを作成する。
- ・ コンサルテーション会議を開きアセスメントとプランづくりを行う。
- ・ その他コンサルテーション

※サインズオブセーフティの手法を導入。最初は家族支援担当児童福祉司がプランを作成。
地区担当の負担感を除きながら手法を進めていく。後に地区担当が作成する。

イ 直接支援

- ・ 医学・心理診断
- ・ 保護者との対立ケースを地区担当と協働で対応
- ・ 各種支援プログラム ペアレンティング 心理教育、親子関係支援

ウ ケースの選定

保護者と対立しているケース、性的虐待ケース、再統合に行き詰っているケース、
地区担当が対応に困っているケース

(2) 専門研修の企画・運営

- ・ 里子グループ指導の実施に関すること
- ・ 精神保健・精神医療に関すること（医学・心理的診断）

(3) 家庭支援担当設置の効果

- ・ 他の職種による連携強化、心理職の関与が拡大
- ・ 保護者との対立ケース等、困難ケースについて子どもの安全な環境づくりと保護者との協働関係構築を同時に行うことができる（サインズオブセーフティ）